

ホテルフーゴ「遊湯倶楽部 友の会」規約

第1章 総則

名称

第1条 本倶楽部はホテルフーゴ「遊湯倶楽部 友の会」（以下倶楽部という）と称する。

目的

第2条 本倶楽部は、倶楽部の普及と発展に努めるとともに、登録者相互の親睦を図り健全な社交機関として活動することを目的とする。

施設

第3条 本倶楽部は、前条の目的を達成するため、下呂リゾートクラブ株式会社（以下会社という）が所有し運営する「ホテルフーゴ」を利用できる。

事務所

第4条 本倶楽部は、会社内に事務所を置く。

第2章 登録者

登録者の種類

第5条 1 本倶楽部の登録者はつぎの通りとする。

- ① 記名登録者（本人）

登録の資格

第6条 本倶楽部に登録しようとする者は、健全な社会生活を営むものであり、且、本倶楽部の趣旨に賛同するもので、所定の手続きをもって登録料の支払いを完了した時に本倶楽部の資格を有するものとする。

登録者の権利

第7条 1 登録者は、会社が所有し運営する宿泊施設「ホテルフーゴ」を利用することができる。但し、①会社の定める特別日（年末年始・GW・お盆・その他フーゴ指定日）、土曜日、連休前日は利用できない。②3連泊以上はできない。

2 登録者は、前項に定めるほか、つぎの権利を有する。

- ① 本倶楽部主催の各種イベントに参加できる。
- ② 本倶楽部が刊行する情報資料を受け取ることができる。
- ③ 休会することができる。

登録者の義務

第8条 登録者は、次の各項に定める義務を負う。

- ① 年会費を会社に支払うこと。
- ② 利用料金を会社に支払うこと。
- ③ 本規約を遵守すること。
- ④ 本倶楽部の秩序を乱し、あるいは名誉を傷つけその他これに類する行為をしないこと。

登録者の資格証書

第9条 1 本倶楽部は、第6条により登録者の資格を取得した者に登録資格証書として会員カードを交付する。

2 会員カードには次の事項を記載する。

- ① 本倶楽部の名称
- ② 登録番号

登録料の返還

第10条 登録料の返還はしない。

登録者資格の譲渡及び承継

第11条 登録者資格の譲渡及び承継はできない。

登録者資格の喪失

第12条 登録者は次の場合登録資格を喪失する。

- ① 会社が都合により本倶楽部を解散したとき。
- ② 会員が第8条の義務を怠ったとき。
- ③ 登録者が死亡したとき

解散決議

第13条第2条の目的達成が困難となったとき。

ホテルフーゴ施設利用約款

利用形態

登録者には「登録証」を発行いたします。

- ① 登録証は本人以外のご利用はできません。
- ② ご利用時には必ず「登録証」のご提示をお願いします。
(ご提示なき場合は、通常料金となる場合があります。)
- ③ 年会費支払いについては登録後次年度分を支払い。
尚、毎年次年度分先払いとなります。
- ④ 利用施設の部屋は、洋室(2名定員)80室、和室(4名定員)11室、その他(4名定員)2室の
93室となっております。
- ⑤ 各お部屋とも定員に満たない場合は割増料金が必要となります。
- ⑥ ご利用時には、ご利用者全員にご宿泊カードの記入をお願いします。
- ⑦ ご予約は、宿泊予定日の3ヶ月前から受付いたします。ご予約時には登録番号とお名前をお申し
出ください。但し、ご予約は受付順のため、満室の場合は予約できない場合もあります。
- ⑧ ご予約の変更、取り消しの場合はお申し出の時期より下記条件のキャンセル料がかかります。

キャンセル連絡時期	8日前まで	2日～7日前まで	前日	当日
キャンセル料金	無料	30%	50%	100%